

改 正 案			現 行		
別表第 2			別表第 2		
機 関	事 務	特定個人情報	機 関	事 務	特定個人情報
区長	1 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による保険給付の支給又は保険料の賦課若しくは徴収に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）若しくは「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による年金である給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關す	区長	1 〔同左〕	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）若しくは「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付若しくは進学・就職準備給付金金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による年金である給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付若しくは

		る法律（平成６年法律第３０号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。） <u>、介護保険法</u> （平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は <u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報</u> （以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
１の２　〔略〕		
１の３　高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		医療保険給付関係情報、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
１の４　地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの		生活保護関係情報、国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
１の５　〔略〕		
２　「生活に困窮する外国人に		住登外者宛名情報であって規則で定

		配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は <u>介護保険法</u> （平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
１の２　〔略〕		
１の３　〔同左〕		医療保険給付関係情報、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報 <u>又は介護保険給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
１の４　〔同左〕		生活保護関係情報、国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報 <u>又は介護保険給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
１の５　〔略〕		
２　「生活に困窮する外国人に		医療保険給付関係情報、児童福祉法

		<u>対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	めるもの				<u>対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(昭和２２年法律第１６４号)による小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付の支給に関する情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報、地方税関係情報、児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）による手当等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）による特定医療費
--	--	---	------	--	--	--	---	---

2の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2の3 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2の4 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2の5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報（以下「老人福祉措置関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
2の6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2の2 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2の3 〔同左〕	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2の4 〔同左〕	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2の5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	〔同左〕
2の6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

3 〔略〕	
3の2 心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
4 墨田区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、老人福祉措置関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による医療費等の助成に関する情報又は墨田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
5～7 〔略〕	
8 墨田区重度障害者（児）日常生活用具給付等要綱（昭和61年12月8日61墨厚障第429号）による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児入所給付費の支給に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、老人福祉措置関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
9～14 〔略〕	

3 〔略〕	
3の2 〔同左〕	医療保険給付関係情報、児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u> であって規則で定めるもの
4 〔同左〕	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、老人福祉措置関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による医療費等の助成に関する情報又は墨田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
5～7 〔略〕	
8 〔同左〕	児童福祉法による障害児入所給付費の支給に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、老人福祉措置関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は <u>介護保険給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
9～14 〔略〕	

1 5 墨田区障害者移動支援事業実施要綱（平成18年9月29日18墨福障第790号）による移動支援事業の利用に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
1 6～2 3 〔略〕	
2 4 墨田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報、障害者関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 5 墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
2 6 墨田区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、 <u>国民年金法</u> 、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金の加入の有無若しくは年金の種類に関する情報 <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
2 6 の 2 児童福祉法による保育所における保育の実施又は	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支

1 5 〔同左〕	生活保護関係情報、地方税関係情報 <u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
1 6～2 3 〔略〕	
2 4 〔同左〕	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報、障害者関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 <u>又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
2 5 〔同左〕	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報 <u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
2 6 〔同左〕	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報 <u>又は国民年金法</u> 、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金の加入の有無若しくは年金の種類に関する情報であって規則で定めるもの
2 6 の 2 〔同左〕	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支

措置に関する事務であって規則で定めるもの	<u>援給付等関係情報、子ども・子育て支援法</u> （平成２４年法律第６５号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
２６の３ 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置に関する情報又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
２７ 墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育又は緊急一時保育の利用に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
２８ 墨田区私立幼稚園等の園児等の保護者に対する補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
２９ 墨田区認証保育所保育料負担軽減助成要綱による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
３０～３９ 〔略〕	
４０ <u>老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務</u> であって規則で定めるもの	<u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
４１ <u>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務</u> であって規則で定めるもの	<u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの

別表第３

	<u>援給付等関係情報又は子ども・子育て支援法</u> （平成２４年法律第６５号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
２６の３ 〔同左〕	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する情報であって規則で定めるもの
２７ 〔同左〕	生活保護関係情報、地方税関係情報又は <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
２８ 〔同左〕	生活保護関係情報又は <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの
２９ 〔同左〕	生活保護関係情報、地方税関係情報又は <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
３０～３９ 〔略〕	
〔新設〕	
〔新設〕	

別表第３

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
〔削除〕			
教育委員会	1 墨田区就学援助費支給要綱による就学援助費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	区長	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民年金法による保険料の免除若しくは保険料の納付に関する情報、 <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
<u>区長</u>	<u>1 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>教育委員会</u>	<u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの</u>
教育委員会	1 〔同左〕	〔同左〕	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民年金法による保険料の免除若しくは保険料の納付に関する情報又は <u>児童扶養手当関係情報</u> であって規則で定めるもの